大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則及び大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２１日

大和市長　　古谷田　　力

大和市規則第５５号

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則及び大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

（大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部改正）

第１条　大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成２６年大和市規則第５４号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１８条」を「第１９条」に、「第１９条―第２３条」を「第２０条―第２４条」に、「第２４条」を「第２５条」に、「第２５条―第２７条」を「第２６条―第２８条」に、「第２８条・第２９条」を「第２９条・第３０条」に、「第３０条―第３３条」を「第３１条―第３４条」に、「第３４条―第３８条」を「第３５条―第３９条」に、「第３９条―第４５条」を「第４０条―第４６条」に改める。

第３条第１項中「第１１条第１項及び第２項、第１２条第１項、第２項及び第５項、第１３条並びに第１４条第１項から第３項」を「第１２条第１項及び第２項、第１３条第１項、第２項及び第５項、第１４条並びに第１５条第１項から第３項」に改め、同項第２号中「第１１条第２項及び第３項、第１２条第１項並びに第１３条」を「第１２条第２項及び第３項、第１３条第１項並びに第１４条」に改め、同項第３号中「第３９条」を「第４０条」に改め、同条第３項中「第２７条」を「第２８条」に改める。

第４条第１項中「注意と」を「注意及び」に改める。

第５条第２項中「前項の」を「安全に関する」に改める。

第５条の２第２項中「に定める」を「の規定による」に改める。

第６条中「と」を「及び」に改める。

第４５条中「第２１条から第２３条」を「第２２条から第２４条」に、「第２５条の」を「第２６条の」に、「第２５条中」を「第２６条中」に、「第４５条」を「第４６条」に、「第２５条第５号」を「第２６条第５号」に改め、同条を第４６条とする。

第４４条第１項ただし書中「第１３条第１項」を「第１４条第１項」に改め、同条を第４５条とする。

第４３条中「第２１条から第２３条」を「第２２条から第２４条」に改め、同条を第４４条とし、第４２条を第４３条とする。

第４１条第１項ただし書中「第１３条第１項」を「第１４条第１項」に改め、同条を第４２条とし、第４０条を第４１条とし、第３９条を第４０条とする。

第３８条中「第２１条から第２３条」を「第２２条から第２４条」に改め、第４章中同条を第３９条とする。

第３７条中「第３４条第１号」を「第３５条第１号」に改め、同条を第３８条とし、第３６条を第３７条とし、第３５条を第３６条とし、第３４条を第３５条とする。

第３３条中「第２１条から第２３条」を「第２２条から第２４条」に改め、第３章第４節中同条を第３４条とし、第３２条を第３３条とする。

第３１条第１項ただし書中「第１３条第１項」を「第１４条第１項」に改め、同条を第３２条とする。

第３０条第７号中「第２５条第７号」を「第２６条第７号」に改め、同条を第３１条とする。

第２９条中「第２１条から第２３条」を「第２２条から第２４条」に、「第２５条」を「第２６条」に改め、第３章第３節中同条を第３０条とする。

第２８条第１項ただし書中「第１３条第１項」を「第１４条第１項」に改め、同条を第２９条とする。

第２７条中「第２１条から第２３条」を「第２２条から第２４条」に改め、第３章第２節中同条を第２８条とする。

第２６条第１項ただし書中「第１３条第１項」を「第１４条第１項」に改め、同条を第２７条とする。

第２５条第４号中「第３０条第４号及び第５号」を「第３１条第４号及び第５号」に改め、同条第７号カ中「出入し」を「出入りし」に改め、同条を第２６条とする。

第３章第１節中第２４条を第２５条とする。

第２章中第２３条を第２４条とし、第２２条を第２３条とし、第２１条を第２２条とする。

第２０条第１項第２号中「第１３条第１項」を「第１４条第１項」に改め、同条を第２１条とし、第１９条を第２０条とする。

第１章中第１８条を第１９条とし、第１１条から第１７条までを１条ずつ繰り下げ、第１０条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１１条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の

１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

（大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部改正）

第２条　大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（令和７年大和市規則第７０号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１６条」を「第１７条」に、「第１７条」を「第１８条」に、「第１８条―第２２条」を「第１９条―第２３条」に、「第２３条・第２４条」を「第２４条・第２５条」に、「第２５条」を「第２６条」に改める。

第２５条を第２６条とする。

第２４条中「第２１条及び第２２条」を「第２２条及び第２３条」に改め、第２章第３節中同条を第２５条とし、第２３条を第２４条とする。

第２章第２節中第２２条を第２３条とし、第１８条から第２１条までを１条ずつ繰り下げる。

第２章第１節中第１７条を第１８条とする。

第１章中第１６条を第１７条とし、第１１条から第１５条までを１条ずつ繰り下げ、第１０条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１１条　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この規則は、令和８年１２月２５日から施行する。ただし、第１条中大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則第４条第１項、第５条第２項、第５条の２第２項、第６条及び第２５条第７号カの改正規定は、公布の日から施行する。